

前漢前半期における清静政治の一背景：官僚機構の構造を中心として

福永，善隆
鹿児島大学

<https://doi.org/10.15017/1498408>

出版情報：九州大学東洋史論集. 42, pp.1-25, 2014-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

前漢前半期における清静政治の一背景 —官僚機構の構造を中心として—

福永 善隆

はじめに

周知のように、武帝期は前漢の歴史展開において、重要な画期として多くの研究者の注目を集めてきた。筆者もその驥尾に付して、これまで主に官僚機構の側面からその改革の実態の解明を目指して研究を行ってきた。具体的には、まず監察制度について、武帝期には礼制秩序を維持するため監察を行う御史中丞と行政に対する監察を行う丞相司直という二系統の監察官が置かれたこと^①、丞相司直—刺史という監察系統が整備されること^②によってそれを統括する丞相が名実ともに百官の長として位置づけられるようになったこと^③、また皇帝の側近によって構成される内朝の形成・展開について、皇帝を補佐する官房が組織化され、それと同様な現象が丞相府・郡府にも見られることを明らかにした^④。

以上の研究により個々の制度から見た官僚機構の改革の実態の解明については一定の成果が得られたが、次にそれらの改革がどのように有機的に結びつき、その改革全体がどのような方向性を目指したものであったのか、という点が問題となる。そのためには、官僚機構の総体を考察対象としなければならないが、それは支配体制と密接に関わる問題であると考えられる。このように考えてくると、所期の課題を解明するためにはまず、武帝期より前、前漢前半期の支配

体制と武帝期以降のそれを比較するのが一番であろう。

これまで、前漢前半期の研究は皇帝支配の展開と関連して、主に政治・制度史を中心として行われてきた。

例えば、好並隆司氏は秦漢時代の皇帝権力を天子支配と皇帝支配の二重構造とした上で^①、前漢の歴史展開を中央集権と諸侯王に代表される封建的な血縁共同体の相克として捉え^②、武帝までは郡県の優位化のもと皇帝権が拡張していくとされる^③。

また、李開元氏は高祖劉邦が皇帝に即位した際、帝国内の政治権力・土地財産・社会身分など、社会総財産について全面的な再分配を行い、それに与った功臣（李氏は軍功受益階層と称す）が皇帝権力を掣肘するほど大きな権力を有したとされる^④。そして、同じく前漢前半期において大きな勢力を有した諸侯王を加え、皇帝・軍功受益階層・諸侯王、三者の關係により前漢政治史の流れを説明し、前漢王朝は劉氏と軍功受益階層が「天下を共にする」という政治権力の共同所有觀念のもと、漢中央朝廷が諸侯王国・軍功受益階層が封ぜられた列侯国を統合する「連合帝国」であったと結論づけた^⑤。

この「天下を共にする」という觀念は前漢前半期の体制を端的に示すものとして、漢代史研究者によって広く受け入れられているが、近年、この「天下を共にする」体制の形成・展開に関して研究を進めているのが楯身智志氏である。氏は当初功臣にも賜与されうる最高の爵位であった諸侯王が劉氏に限定されるようになった経緯について、高祖劉邦が「天下」安定という大義名分を掲げることによって異姓諸侯王の排除と劉氏一族の諸侯王封建を正当化するとともに、功臣たちを列侯として全国に封建して、彼らと上の大義名分を共有し、諸侯王の地位を得ようとする彼らの期待を封じ込めたとし、ここに「天下を共にする」体制が成立したと指摘された^⑥。さらに、このような功臣層の地位は高祖との「封爵之誓」と高祖廟の權威によって保障されていたが、景帝期に宗廟祭祀の改革が行われ、列侯に宗廟の助祭が義務づけられるようになると、その義務を怠った功臣たちは宗廟に「敬慎」ならざるものとして除かれるようになり、消滅していったとする^⑦。

以上、三氏の見解に端的に見られるように、当該期の政治・制度については皇帝・功臣・諸侯王、三者の関係を中心として研究が進められている。そこでは当該期の国家体制を解明する上で重要な視角が提示されているが、その対象は政権中枢部に限られており、政権中枢部とその政権の基盤に存在する多くの一般の官僚との関係は十分に考察されているとは言い難い。上に述べた本稿の目的からすると、政権中枢部だけではなく、彼らと一般の官僚との関係も重要になる。

このように考えてくると、前漢前半期に特徴的な官僚機構の運営として清静政治が注目される。増淵龍夫氏によると、清静政治は実際の官僚機構の運営において、下に対しては民間秩序を尊重し、下僚を保護信任する消極的な無為の政治として、他方上に対しては高祖の定めた法令制度をただ墨守するという、「牢固たる伝統主義」として表れる¹¹⁾。また、浅野裕一氏は前漢前半期においてそれが実施されたのは、戦国・秦末以来疲弊した民生・民心の安定を実現するためであったとされる¹²⁾。

さらに、増淵氏は「漢代の国家秩序の構造は、単に外面的に定められた制度機構のみでなく、「個々の官職を担う具体的個人の生活感情、生活習俗との一見相矛盾する相互関係を」内面的に探ることによって、明らかにしなければならぬ」と述べる¹³⁾。そして、その「内面」として重視されたのが任侠的習俗なのである。増淵氏は漢初の創業の功臣以来の伝統的生活感情として任侠とともに黄老の言を好んだことを挙げているが、とすれば、黄老思想に基づくとされる清静政治もその支配体制の一端が具現化したものと言えるであろう。しかも、増淵氏によれば「下僚を保護信任する」という功臣と一般の官僚との関係も、清静政治を構成する一要素となっているのである。とすれば、その実態を検討することによって、当該期の支配体制について官僚機構総体の構造と関連させつつ、解明することができるであろう。本稿は、以上のような問題意識に基づき、官僚機構の運営という面から清静政治が前漢支配体制のなかでどのように機能していたのか追究し、もって、武帝期における支配体制の変容を明らかにする一助としたい。

一 前漢前半期の官僚構成

周知のように、前漢の官僚機構は秦を踏襲したが、その運営は人的要因、すなわちその官僚構成によっても変化すると考えられる。そこで、まず前漢前半期の官僚構成を確認しておく。

『史記』卷九六 張丞相列伝に、当該期の官僚について、

漢興りてより孝文に至るまで二十餘年、天下初めて定まるに會ひて、將相公卿皆軍吏たり。

とあるように、前漢創立以降、「將相公卿」などの高官はすべて軍吏で占められていた。この点について、李開元氏により漢初の功臣が三公九卿と地方の高官の多くに任じられたことが確認されているように、ここでの軍吏は漢初の功臣を指している¹⁴。

それに対して、官僚機構の下層はどのような官僚によって占められていたのであろうか。この点については史料に制約があるため詳細に論じることができないが、同書卷八 高祖本紀に、楚の懷王の命によって秦を攻めた劉邦がその都咸陽を制圧したときのこととして、

遂に西のかた咸陽に入る。……諸縣の父老豪傑を召して曰はく、父老 秦の苛法に苦しむこと久し。誹謗する者は族せられ、偶語する者は弃市せらる。吾 諸侯と約す。先づ關に入る者 之に王たらん、と。吾 當に關中に王たるべし。父老と約す。法は三章のみ。人を殺す者は死し、人を傷ひ及び盜するは罪に抵^{あた}る。餘は悉く秦の法を除去せん。諸々の吏人 皆案堵すること故のごとし。凡そ吾の來る所以は、父老の為に害を除かんとするなり。侵暴する所有るに非ず。恐るること無かれ。且つ吾 還りて霸上に軍する所以は、諸侯の至るを待ちて約束を定めんとするのみ。乃ち人をして秦の吏と與に縣の郷邑を行りて、之を告諭せしむ。

とあるように、劉邦は秦の「諸もろの吏人」を以前のように「皆案堵」し、その配下の者とともに「縣郷邑」を巡行し、民に「告諭」させている。

また、同書卷一二〇 鄭當時列伝に、鄭當時の父鄭君について、

其の先鄭君嘗て項籍の將たり。籍死し、已にして漢に屬す。高祖 諸々の故の項籍の臣をして籍を名ぜしむるも、鄭君獨り詔を奉ぜず。詔して盡く籍を名ずる者を拜して大夫と爲して、鄭君を逐ふ。

とある。ここでは、劉邦がもともと項羽に与していた臣に対して、自身に対する忠誠心をはかるため、項羽の諱を呼ばせ、それに従った者はすべて任用している。

これらの事例から窺われるように、劉邦はその勢力を拡大していくなかで下層の官僚たちはそのまま任用していたと考えられる。そもそも劉邦が項羽により漢中に封じられてから項羽を破り天下を統一するまでわずか四年しか経ておらず、その間に急速に勢力を拡大した劉邦にとって現任の官僚をそのまま任用することが現実的な方策であったと考えられるであろう。

以上より、前漢初期の官僚構成は、官僚機構の上層は高祖劉邦に従い、楚漢戦争において功績を立てた功臣によって構成されたのに対し、その下層は勢力を拡大していくなかで服従した現任の官僚をそのまま任用していたと考えられる。では、上に見てきたような官僚構成は前漢初期に限られるのであろうか。この点を考える上で重要となるのが官吏登用制度・昇進制度としての郎選である。

周知のように、郎選とは皇帝の近侍として宮中に宿衛する郎官の選抜のことであるが、官僚たちが公卿守相などの高官まで昇進するためには必ず通過しなければならぬ関門の一つであった¹⁵⁾。

郎官に関する詳細な研究を行ったのは嚴耕望氏であるが、氏によれば、その選任には①任子、②訾選、③孝廉、④德行、⑤明経、⑥才芸、⑦軍功という七通りのルートがあった¹⁶⁾。このうち、官吏登用制度としての③孝廉、⑤明経が開されたのは武帝期以降であり¹⁷⁾、また④德行、⑥才芸、⑦軍功はあくまでも臨時のものである。このことから先行研究では、『漢書』卷五六 董仲舒伝に、董仲舒の対策として、

夫れ長吏は多く郎中・中郎より出づ。吏二千石の子弟 郎吏に選ばれ、又富訾を以てすれば、未だ必ずしも賢なら

ざるなり。

という記述を引き¹⁸⁾、前漢前半期においてその主要な選任ルートは①任子及び②訾選であったとされている。

任子の規定については同書卷一一 哀帝紀に、応劭が任子令について注して、

任子令なる者、漢儀注に吏二千石より以上事を視て三年を満たせば、同産若しくは子一人を任じて郎と為すを得。徳を以て選ばず。故に之を除く。

とあるように、任子とは三公九卿・郡国の守相など吏二千石以上の官に三年以上在職した者の子弟に与えられる特権であり、訾選とは同書卷五 景帝紀に、後一(前一四二)年の詔として、

五月、詔して曰はく、……其れ唯だ廉士のみ、欲寡なくして足り易し。今訾算十以上は乃ち宦ふるを得るも、廉士の算必ずしも衆からず。市籍に有るは宦ふるを得ず、訾無きは又宦ふるを得ず。朕甚だ之を愍む。訾算四なれば宦ふるを得しめ、廉士をして久しく職を失ひ、貪夫をして利を長くせしむること亡かれ、と。

とあるように、景帝後二年より前には訾算十、それ以降は訾算四以上の富豪の子弟を郎官として登用する制度であるが、郎官就官後の官界における昇進を見てみると、この両者では差があったと考えられる。

その際、注目すべきは郎官にとつて皇帝に「知名」されるか否かはその時点での待遇のみならず、その後の立身出世に影響するとされる森谷一樹氏の指摘である¹⁹⁾。氏はその実例として、『史記』卷五〇 張釈之伝に、

張廷尉釋之は、堵陽の人なり。字は季。兄仲有りて同居す。訾を以て騎郎と為り、孝文帝に事ふるも、十歳にして調さるるを得ず、名を知らるる所無し。釋之曰はく、久しく宦へ仲の産を減ずるも、遂げず、と。自ら免歸せんと欲す。中郎將袁盎其の賢なるを知り、其の去るを惜しみ、乃ち釋之を徙して謁者に補さんと請ふ。釋之既に朝し畢り、因りて前みて便宜の事を言ふ。……文帝善しと稱し、乃ち釋之を拜して謁者僕射と為す。

とある記事を挙げる。ここに、騎郎となつた張釈之は十年経つても「知名」されず、昇進しなかつたとあるが、彼は訾選により郎官に就官しているのである。周知のように、張釈之は後に廷尉となり、「天下の名臣」と称されるほど有能

な人物であったが、それでも十年以上も文帝に「知名」されなかったのは訾選により郎官に就官したことが不利に働いたためだと考えられる。そもそも親近者が朝廷の高官にいる任子による就官者のほうが「知名」される可能性は高いであろう。『史記』・『漢書』において、武帝期より前の三公九卿守相など二千石クラスの高官のうち訾選により郎官に就官したことが明記されているのはこの張釈之だけであることはこの私見を支えるところがあるであろう²⁰。

とすれば、任子による郎官就官者のほうが訾選によるものよりも任子の特権が与えられる二千石以上まで昇進する可能性が高いと考えられる。

では、下層の官吏たちはどのような昇進経路をたどるのであるうか。大庭脩・佐藤達郎両氏の研究によれば、漢代における基本的な昇進は功次によるものであった²¹。功次とは勤務日数の評価による年功序列的な昇進制度であるが、紙屋正和氏によれば、前漢前半期において中央・地方の小吏が功次によって昇進できるのは県令までであった²²。県令の官秩は『漢書』巻一九上「百官公卿表」上に、

縣の令・長、皆秦官。其の縣を治るを掌る。萬戸以上は令と爲し、秩千石より六百石に至る。萬戸を減ずるは長と爲し、秩五百石より三百石に至る。

とあるように、県令の官秩は高くても千石であり、功次だけでは任子の特権が与えられる二千石まで届かなかったことがわかる。

以上の考察から、前漢前半期において吏二千石以上の高官は任子による郎官就官者によって占められていたと考えられる。しかも、彼らは再び任子の特権が与えられるのである。このように考えてくると、前漢初期に見られた官僚機構の上層と下層との別は任子により再生産される構造にあったと言える。

では、官僚構成上、上のような特徴を持つ官僚機構はどのように運営されていたのであろうか。次節は、この点について考察していく。

二 前漢前半期における官僚機構の運営

「はじめに」で述べたように、前漢前半期における特徴的な官僚機構の運営として黄老思想に基づく清静政治が挙げられる。

この清静政治について具体的に研究されたのは浅野裕一氏である。氏はその代表的な人物として、二代皇帝惠帝のときの相国曹参を挙げ、『史記』卷五四 曹相國世家に、惠帝が積極的に政治に関与しようとしないう曹参を怪しんだときのこととして、

惠帝 相國（曹参）の事を治めざるを怪しみ、以為へらく、豈に朕を少とするや、と。乃ち（曹）窋に謂ひて曰はく、若歸りて、試みに私に従容として而の父に問ひて曰へ。高帝 新たに羣臣を弃て、帝 春秋に富む。君 相と為り、日々飲みて、事を請ふ所無し。何を以て天下を憂へんや、と。然れども吾の若に告ぐるを言ふこと無かれ、と。……朝する時に至りて、惠帝 参を讓めて曰はく、窋と胡を治するや。乃者に我 君を諫めしむるなり、と。参 冠を免りて謝して曰はく、陛下 自ら聖武を察するに高帝に孰與れぞ、と。……参 曰はく、陛下 之を言ふこと是なり。且つ高帝 蕭何と與に天下を定め、法令既に明らかなり。今陛下 垂拱し、参等 職を守り、遵ひて失勿ければ、亦可ならずや、と。惠帝 曰はく、善し、君休め、と。

とある記事をその政治手法を端的に表すものとされる。浅野氏はここで曹参は高祖と蕭何とがすでに漢の基本的な国家体制と法制とを確定した以上、能力的に二人より劣る惠帝と曹参はひたすらその枠組みを遵守し、彼らの垂流に甘んずればよいと述べているが、その裏には民間の自律的秩序に対する苛細な法治の介入・規制を極力回避するという蕭何とは異なる黄老道に基づく統治を実現する意図が秘められているとされる。すなわち、惠帝に垂拱無為を勧めて、中央政府が新たな事業に乗り出さないように仕向けるための言であったと指摘するのである⁽²⁸⁾。

このように、浅野氏は清静政治の特徴として、民間秩序に介入しないことを第一に挙げられているが、それが官僚機

構でどのように機能するかという点に注目すると別の側面も見えてくる。すなわち、『史記』卷二二〇 汲黯列伝に、武帝期に東海郡太守となった汲黯について、

(汲黯) 黯、黄老の言を學び、官を治め民を理むるに、清静を好み、丞史を擇びて之に任じ、其の治は大指を責むるのみ。小を苛めず。黯、多病にして、閭閻の内に臥して出でず。歳餘にして、東海大いに治まる。之を稱さる。

と、同じく黄老思想に基づく清静政治を行った汲黯は、実務は信用に足る下僚を選び任せ、それが「大指」に反していないかどうか監督するのみであったとある。ここで、先に述べた曹參と比較すると、そこには共通点が見られる。まず、同書卷五四 曹相國世家に、曹參がその属官である丞相史を選任した方法について、

(曹參) 郡國の吏の文辭に木訥にして、重厚なる長者を擇び、即ち召して除して丞相史と為す。吏の文を言ふこと刻深にして、聲名に務めんと欲する者は、輒ち斥けて之を去る。

とあるように、曹參も信用するに足る下僚を慎重に選別していることが窺われる。また、前掲の同世家の「今陛下垂拱し、參等 職を守り、遵ひて失勿ければ、亦可ならずや」という言と汲黯列伝の「其の治は大指を責むるのみ」という記述を比較すると、両者がほぼ同様のことを述べていることが窺われる。よって、前者の「法令」が後者の「大指」の少なくとも一部を構成していると考えられるのである。

このように考えてくると、清静政治においては一つの官府において、長官は監督を、下僚は実務をというように、役割における別が存在していたと言えるであろう。官僚機構において、上司に監督が、部下に実務がより重点的に振り分けられることは普遍的に見られることではあるが、これを第一節で明らかにした、当該期における官僚機構の特徴とあわせ考えると、また別の側面が見えてくる。

第一節で述べたように、前漢前半期においては官僚機構の上層と下層とに別があった。すなわち、二千石以上の高官で構成される上層は任子により再生産され、漢初の功臣及びその子弟を主な母胎としていたのに対し、その下層は中央・地方の小吏から功次により昇進した官僚によって構成されるが、後者が最終的に昇進できるのは県令をはじめとする

千石クラスまでであり、任子の特権が与えられる二千石まで昇進することはできなかったのである。よって、この上層と下層の境界は二千石と千石の間にあつたことになるが²³⁾、この境界はちよど官府の長官と下僚との別に合致している。すなわち、張家山漢簡秩律・『漢書』百官公卿表を見ると、二千石には九卿・郡守という各官府の長官に当たる官が並ぶのに対し、千石には県令を除き、せいぜい各官府の一部局の長官に当たるにすぎない²⁴⁾。よって、二千石は監督を、千石以下は実務を主に担当していたことになるのである。

しかも、県令についても重近啓樹・紙屋正和両氏は、前漢前半期において、具体的行政には県・道の吏員組織が主体となつてあたる一方、当時の郡は行政機関として十分には成熟しておらず監察・軍事機関としての側面が強かつたと指摘されている²⁵⁾。すなわち、県令は確かに県単位で見るとその長官ではあるが、郡との関係で見ると、県が実務を担当し、郡がそれを監督するというように、上述したのと同様の関係が成立しているのである。

ここでさらに、上層は主に漢初の功臣及びその子弟、下層はそれ以外の官僚によつてそれぞれ構成されていたことをあわせ考えると、前者は主に監督を担当し、後者は実務を担当していたことになる。

紙屋氏は武帝期より前においては、三公九卿守相など中央・地方（郡国）の高官の就官者は郎官に選任されて以降、県の長吏には就官せず、中央官あるいは郡国の二千石のみを転遷していることを明らかにし、同じ地方官の間でも郡と県の間で人的構成の差があつたと指摘されているが²⁶⁾、このことは筆者の私見を支えるところがあるであろう。第一節で見たように、前漢前半期において、三公九卿守相など中央・地方（郡国）の高官の就官者はほとんどが任子により郎官に選任された者であり、そのような人物は漢初の功臣及びその子弟が大半を占めていたからである。

では、上に見てきたような出身階層と官僚機構における役割の別の対応関係にはどのような意味があるのであろうか。紙屋氏の指摘によれば、劉邦が皇帝に即位したとき、論功行賞を行ったが、功臣の數に比して封する土地が不足するため、郡国の二千石の任用も論功行賞的に実施され、地方行政に精通しないまま郡国の守相に就官した者が多く、よつて、県が実際の地方行政を主導し、郡はそれを監察するにとどまっていたとされる²⁷⁾。確かに、そういう面もあるであろう

が、ここでは別の視点から論じてみたい。

第一節で述べたように、高祖劉邦は勢力を拡大していくなかで服属した各国の官僚をそのまま登用していた。このことを踏まえて考えると、高祖劉邦につき従った功臣を各官府の長官として配置していったが、その属官は服属して日の浅い官僚群であったことになる。とすれば、高祖劉邦は長らく付き従い信頼するに足る功臣が長官としてそのような属官たちを監督することを通じて、上のような官僚機構を維持・運営しようとしていたと考えられるのである。

さらに、その上層と下層の別が任子によって再生産されることによって、上のような前漢初期の体制は長らく維持されることになる。このことは李開元氏が指摘するような劉邦集団が「天下を共にする」政治理念を共有することにもつながるが²⁹、裏を返せば、当該期においてその支配者階層が十分に下部の官僚機構に根付いたものではなかったとも言えるであろう³⁰。

三 前漢前半期における漢中央朝廷の運営

第二節までの考察により、前漢前半期において官僚機構の上層と下層に別があつたこと、それと監督と実務という役割の別が対応していることが明らかになつた。ここまでは同一官府の内部、郡と県の関係などについて考察してきたが、漢中央朝廷の運営はまた別に考察すべき問題であると考えられる。なぜなら、漢中央朝廷の要職である三公九卿は主に漢初の功臣及びその子弟によって構成されていたが、その政権を維持するためには彼らにも監督とは質において異なる職務の遂行が求められたと考えられるからである。よつて、最後に漢中央朝廷の運営について考察しておく。

まず、当該期において名実ともに三公として位置づけられる丞相について見ておこう³¹。当該期の丞相で特異なのが呂后期に左丞相となつた審食其である。『史記』卷九 呂太后本紀に、審食其について、

十一月、太后 王陵を廢さんと欲す。乃ち拜して帝の太傅と爲し、之より相權を奪ふ。王陵遂に病みて免歸す。迺

前漢前半期における清静政治の背景―官僚機構の構造を中心として―（福永）

ち左丞相（陳）平を以て右丞相と為し、辟陽侯審食其を以て左丞相と為す。左丞相は事を治めず、宮中を監せしむること、郎中令のごとし。食其故より太后に幸せらるるを得、常に事を用ふ。公卿皆因りて事を決す。

とあるように、彼は官僚機構のトップである左丞相であるにもかかわらず、「事を治め」なかつたとある。何故このようないことが可能であつたのであろうか。

筆者は以前、前漢草創期から武帝期にかけて、丞相に就官するのに求められた資質・条件に変化があつたことを明らかにし、そこからその官僚機構における位置づけの変化を指摘したことがある³³⁾。すなわち、前漢草創期の丞相蕭何は王朝の基礎を盤石なものにするために行政に積極的に関わりそれを主導していたが、その後任の丞相は群臣を統率することが第一に求められたとしたのである。この私見に従うと、丞相は行政のトップであるにもかかわらず、「事を治め」ないことも可能となるが、官僚機構を維持・運営していく上で必要不可欠な職務もあるはずである。そのような職務はどのように処理されていたのであろうか。

この点については史料的な制約があるため、詳細に論じることにはできないが、その一端を窺わせる記述として注目されるのが、『史記』卷九六張丞相列伝に、蕭何が相国であつたときのこととして、

（張蒼）遷りて計相と為ること、一月、更に列侯を以て主計と為ること、四歲。是の時蕭何相國たり。而うして張蒼乃ち秦の時より柱下史と為り、天下の圖書計籍を明習す。蒼又用算律曆を善くす。故に蒼をして列侯を以て相府に居り、郡國の上計の者を領主せしむ。

とある記事である。鎌田重雄氏の研究によると、郡國の上計は本来、丞相（相国）と御史大夫が掌るものであつたが³⁴⁾、ここでは張蒼が「相府」において蕭何に代わつて郡國の上計を掌っている。ここで、張蒼が相府の属官ではなく、「列侯」という身分によつて、その職務に当たっている点には注目される。彼が上計を掌っていたのは、「天下の圖書計籍を明習」し、「用算律曆を善く」したからであつた。ここから当該期において、その職掌は官職によつて一義的に決定されるのではなく、場合によつては有能なものに分担して任せることがあつたことが窺われる。

同様な事例は九卿においても見られる。『史記』卷一〇一 鼂錯列伝に、景帝期のこととして、

景帝位に即き、(鼂)錯を以て内史と為す。錯常に數しば間を請ひて事を言ひ、輒ち聽さる。寵幸九卿を傾け、法令更定する所多し。

とあるように、景帝によって内史に任命された鼂錯は法令の更定に関与しているが、『漢書』卷一九上 百官公卿表上に、内史について、

内史、周官、秦之に因る。京師を治むるを掌る。

とあるように、内史の第一の職掌は都長安を治めることであり、法令の更定ではない。そのことは「寵幸九卿を傾け」という記載からも窺われる。ただし、『史記』卷一〇一 鼂錯列伝に、景帝が即位する以前のこととして、

詔して以て太子舍人・門大夫・家令と為す。其の辯を以て太子(景帝)に幸せらるるを得、太子の家號して智囊と曰ふ。數しば孝文の時に上書し、諸侯を削るの事、及び法令の更定すべき者を言ふ。書數十たび上るも、孝文聽さず。然れども其の材を奇とし、遷して中大夫と為す。是の時に當りて、太子錯の計策を善しとするも、袁盎・諸々の大功臣多く錯を好まず。

とあるように、鼂錯は景帝にとって太子時代からの家臣であり、彼が文帝に上奏した「計策」について太子時代の景帝は「善し」としている。このように考えてくれば、前掲の鼂錯列伝に述べられた、多くの法令の更定はすでに太子時代の景帝との間で了解されていた事項であったと考えられる。とすれば、景帝が即位後すぐに彼を内史に任命したのは、彼に様々な法令の更定を行わせるためであったであろう。先述したように、内史の第一の職掌は都長安を治めることであり、改革を行わせるための官職としてはより適当なものがあるであろう。にもかかわらず、内史に任命したのは上の張蒼の事例で述べたように、必ずしも官職のみによってその職掌が規定されない、当該期の漢中央朝廷の運営の実態があつたからである。

以上、述べてきたように、前漢前半期の漢中央朝廷の運営では、官職に割り当てられた職掌だけではなく皇帝と特定

の人物との個人的関係あるいはその能力が勘案されていた。このことは裏を返せば、当該期の漢中央朝廷では大まかな職掌の分担はあるものの、その権限は柔軟に運用されていたことになる。

このような運営が行われたのは漢中央朝廷が主に漢初の功臣及びその子弟によって占められていたためであろう。第二節で述べたような体制をとる限り、漢初の功臣はもちろん、その子弟も実務経験を積む機会は少なく、その運営能力は未知数であったはずである。よって、そのなかで有能なものがその能力を生かし、職掌の一端を担うことによって、その運営能力を補っていたと考えられるのである。

おわりに

本稿の概要をまとめると、以下のようになる。

- ① 前漢初期の官僚機構は、上層は高祖につき従った功臣によって構成されていたのに対して、下層はその勢力を拡大していくなかで服従した官僚群により構成されていた。
- ② ①で見たような構造は、前漢前半期にわたって任子による郎官選任によって再生産されていた。すなわち、二千石以上の高官には任子の特権が認められ、自身の子弟が再び二千石以上の高官に昇進する可能性が高かったのに対し、中央・地方の小吏にはその特権が与えられる二千石にまでのぼる道は開かれていなかったのである。
- ③ ①・②で見たような官僚機構の構造はその運営にも影響を与えた。すなわち、郡と県の関係に端的に見られるように、実際の行政の実務は下層が担い、上層はそれに積極的に介入せず、その監督を行うのみにとどまっていた。
- ④ 漢初の功臣及びその子弟が大半を占める漢中央朝廷は、官職に割り当てられた職掌だけではなく皇帝と特定の人物との個人的関係あるいはその能力も勘案して運営されていた。このことは裏を返せば、当該期の漢中央朝廷では

大まかな職掌の分担はあるものの、各官の権限は柔軟に運用されていたことになる。

以上のように、本稿では前漢前半期における官僚機構の運営の実態について、その官僚機構の構造に即して考察してきたが、それは「はじめに」で述べたように、武帝期における支配体制の変容を明らかにする一助とするためであった。よって、最後に本稿で解明した諸点を踏まえ、監察制度の整備・内朝の形成に関する筆者のこれまでの研究成果を位置づけつつ、この問題に関する筆者なりの見通しを述べて結びとしたい。

浅野裕一氏が指摘されるように、清静政治を支えていた黄老思想が政治思想として力を失っていくのは武帝期であったが⁶⁸、清静政治の限界はすでに文帝期に見え始めている。すなわち、『漢書』卷四八 賈誼伝に、文帝期に様々な改革を主張した賈誼の上奏として、

而して大臣 特だ簿書の期會の間に報ぜられざるを以て、以て大故と為す。俗の流失し、世の壊敗するに至りては、因りて恬として怪しむを知らず。慮^{おおむ}ね耳目を動ぜず、以て是れ適然と為すのみ。夫れ風を移し俗を易え、天下をして回心して道に郷はしむるは、俗吏の能く為す所に非ざるに類たるなり。俗吏の務むる所は、刀筆筐篋に在りて、大體を知らず。

とある。ここでは「簿書」が期日内に提出されるかどうかということばかり気にかけて、「世の壊敗」には積極的に対処しようとする大臣たちが問題とされている。賈誼はそれに対する対処として、大臣たちが積極的に「風を移し俗を易え」ることを求めているのである。

ただし、本稿で述べた、清静政治の一つの背景である「大臣」と「俗吏」との間、すなわち官僚機構の上層と下層との間に別が存在する構造が解消されるのは武帝期まで待たなければならぬ。すなわち、同書卷六 武帝紀に、

元光元（前一三四）年冬十一月、初めて郡國をして孝廉各おの一人を擧げしむ。

とあるように、元光元年には嚴耕望氏が郎官の就官コースの一つとして挙げる孝廉の察擧が始まり、次第に任子にとつ

てかわつてその主要なルートになっていく³⁶。その結果、紙屋正和氏が県の長吏から郡の長吏に昇進するコースが開け、郎官が県の長吏に選任される事例も出現すると指摘されるように³⁷、本稿で述べた官僚機構の構造は解消されていくのである。では、このことと武帝期以降における官僚機構の変化はどのように関連するのであろうか。

まず、前漢前半期においては上層と下層の職務上の役割の別が明確に見られた郡と県の関係において、武帝期を境に郡国の二千石が県行政の実務に積極的に介入していくようになることが紙屋氏により指摘されている。氏はその背景として第一に上計簿が郡国の長吏の黜陟の資料としてその審査が厳密になったこと、第二に孝廉が採用され、郡国の長吏が管轄区内の人材を把握しなければならなくなったことを指摘されている³⁸。この指摘によると、孝廉の察举が一つの原因となつて、郡と県の関係に変化が生じてくるのである。

一方、中央政府においては、富田健之氏が「丞相『大臣』は方や皇帝の意志に絶対的に忠実にして、方や官僚機構の統轄者としての役割を明確化され、官僚機構の組織的運営が行われるようになった」と指摘されるように³⁹、三公九卿の役割が明確化されていく。その結果、『漢書』巻四六 萬石君石奮伝に、武帝期に丞相となつた石慶が流民を北方辺境に徙民しようとしたときのこととして、

元封四（前一〇七）年、關東の流民二百萬口、名數無き者四十萬。公卿議して請ひて流民を邊に徙し以て之を適さんと欲す。上（石）慶を以て、老謹にして、其の議に與ること能はずと為し、乃ち丞相に告を賜ひて歸らしめ、御史大夫以下の議して請を為す者を案ず。慶 職に任へざるを慙ち、上書して曰はく、……願はくは丞相・侯の印を歸し、骸骨を乞ひて歸り、賢者の路を避けんと。上 報じて曰はく、……今流民愈いよ多くして、計文改まらざるに、君 長吏を繩責せず。……夫れ民の貧しきを知りて賦を益さんことを請ふことを懷^{おぼ}ひ、之を動危して位を辭す。安くに難を歸さんと欲するや。君 其れ室に反れ、と。

とあるように、丞相には「計文」に基づき、「長吏を繩責」することが求められるようになっていく。このことは前掲の賈誼伝において問題とされていた、「簿書」が期限内に提出されるかどうかばかり気にかけていた前漢前半期の大臣

たちとは明らかに異なる⁴⁶。

このことに関連して、筆者は丞相府における監察制度の整備について論じたことがある。すなわち、丞相が選ばれる際、考慮された条件を見ると、武帝期より前の丞相には群臣の統率が第一に求められていたのに対し、武帝期以降、それのみならず、官僚機構をより効率的に運営するために、官僚を適材適所に配置することが求められるようになる。このような丞相の官僚機構における位置づけの変化に対応して、武帝期には官吏の厳密な黜陟を行うために、丞相司直・刺史という行政に対する監察系統が丞相の下に置かれ、孝廉の察舉と相互補完して全国一元的な官吏登用・昇進制度が形成され、丞相が名実ともに「百官の長」として位置づけられるようになったのである⁴⁷。この点について本稿で論じた点を踏まえてさらに一步考察を進めてみると、孝廉が開始されるとそれまで漢初の功臣及びその子弟によって多く占められていた上層にそれ以外の出身の官僚が採用されてくることになるのである。すなわち、それまでは比較的同質な人員によって構成されていた官僚機構の上層に、様々な背景・能力を有した官僚が加わってくるようになる。そのような状況のもとではその背景・能力を厳密に吟味し、適当な官職をあてがう必要性が高まるであろう。このことが、「百官の長」として官僚機構を管理・統御する丞相の職掌のなかで、人事におけるその比重が高まることにつながったと考えられる。

さらに、当該期の官僚機構の再編と関連して、先学諸氏によって注目されてきたのが内朝である。内朝は皇帝との個人的・人格的結びつきを有する側近集団により構成されるが、前漢武帝期以降の政治史及び官僚機構の展開のなかで次第にその重要性を増していく。西嶋定生氏をはじめとして、内朝は丞相を中心とする既存の官僚組織である外朝の権力を奪っていくというように、従来内朝は外朝との対立関係を中心として捉える見解が主流であったが⁴⁸、それに対し、筆者は内朝の形成について考察し、孝廉の開始により郎官が増加し、郎官内部における分化・階層化が進展し、その動きのなかで、内朝は郎官から優秀な人物・信用できる人物を選別する機能を有していたと指摘した⁴⁹。先述したように、孝廉の開始以降、郎官には全国各地から様々な背景・能力を持った人材が集まるようになっていた。内朝はそのような

多様な人材からさらに選抜された人材によつて構成されていたのである。ここで、内朝が郎官と同じく、一種の「貯才の地」として機能していたとする藤田高夫氏の指摘をあわせ考えると、⁽⁴⁶⁾内朝は孝廉の開始以前、前漢前半期において同様な役割を有していた郎官と比較して、より広範な基盤を持った「貯才の地」であったことになる。

ここで、さらに内朝の機能を考えてみると、武帝期にこのような「貯才の地」が形成された意義がより明確になる。『漢書』卷六四上 嚴助伝に、内朝の萌芽である武帝期の側近について、

武帝（嚴）助の對を善しとし、是より獨り助を擢きて中大夫と為す。後朱買臣・吾丘壽王・司馬相如・主父偃・徐樂・嚴安・東方朔・枚皋・膠倉・終軍・嚴葱奇等を得、並びに左右に在らしむ。是の時四夷を征伐し、邊郡を開置す。軍旅數しば發し、内に制度を改む。朝廷多事なり。……上助等をして大臣と辯論せしめ、中外相ひ應ずるに義理の文を以てす。大臣數しば詘けらる。

と、彼らが大臣と政策論争を行つている。富田健之氏はこの政策論争について、匈奴戦争など「直面する国家的課題に對して示された皇帝の個人としての意志を、漢朝全体の合意・支持をえた、すなわちより高次の正当性・合理性を有した国家的方針へと転換させるという役割・機能を果たすものであった」と指摘されている。⁽⁴⁷⁾

筆者は上のような機能を果たす皇帝官房が内朝から尚書へと展開し、組織化されていく過程を解明したが⁽⁴⁸⁾、これと関連して注目されるのが渡辺信一郎氏の見解である。渡辺氏は国家意思の形成システムとして朝議を分析された⁽⁴⁹⁾。その際、朝議が行われる空間の変遷がそれを中心とする朝政のあり方及び政治構造の変化を表すとし、漢魏晋にかけて、「国家意志決定における皇帝と官僚との関係は皇帝に最終的な重心があるとはいへ、相対的な独自性をもつ二つのメントの相互関係のなかに構造化されていった」とされた。⁽⁵⁰⁾ 氏のこの見解を敷衍して、前漢支配体制の展開のなかに内朝の形成を位置づけてみたい。

濱川榮氏は黄河下流域という空間を分析し、黄河流域（特に淮北地域）は任侠・商人など本来的に自立的な生業を営む、様々な生業・文化の異なる諸集団が混交した空間であり、それら人間集団の間の利害調整の必要性こそ「統一」を

促進した要素であつたと指摘される⁴⁹。また、濱川氏のこの見解を承けて、阿部幸信氏は功臣の多くが淮北地域出身者であり、「長者」を尊ぶ任侠的気風の強いその地域的気質が漢初の「天下を共にする」システムを創出したとされ、さらに、前漢後半期の「擬制的封建」システムは、個々の郡県を中央が統制管理する点では「郡県制」システムであるが、そのトップのみを皇帝との個人的関係を媒介として把握し、そこに一定の自立性を認める（方向性を強調する）点は「天下を共にする」システムと同様であるとされている⁵⁰。阿部氏のこの見解に従うと、漢初の功臣及びその子弟が影響力を減衰した前漢後半期にも「天下を共にする」システムの残滓が見られることになる。

ここで、両氏の見解をあわせ考えると、「天下を共にする」システムという「統一」の形を作り出したのが「利害調整」を必要とした淮北地域の地域性であり、阿部氏が前漢後半期にもその残滓が見られると指摘した現象は、皇帝が本質的に「利害調整」という役割を担っていたことよって生み出されたことになるであろう。であるからこそ、渡辺氏が指摘するように、朝政は皇帝と官僚という「相対的な独自性をもつ二つのモメントの相互関係のなかで構造化されていった」のであろう。先述したように、内朝はそのような国家の意志決定システムのなかで重要な、すなわち、「皇帝の個人としての意志を、漢朝全体の合意・支持をえた、すなわちより高次の正当性・合理性を有した国家的方針へと転換」させる機能を果たしていた。それはたとえ形式的なものであるにしても皇帝の行う「利害調整」をより強化・正当化するものであつたと言える。本稿でこれまで述べてきたことを踏まえると、それは「利害調整」のフアクターとして、漢初の功臣及びその子弟だけではなく、全国から集まつた様々な背景を持つ人々が加わつたために生じた現象だと考えられる。とすれば、内朝の形成は漢王朝が漢初の功臣及びその子弟が政権の担い手であつた体制から全国を基盤とする政権へと成熟を遂げた象徴的な事象であると言える。

以上のように考えてくると、筆者をはじめとし、先学諸氏が様々に論じてきた武帝期における官僚機構の新傾向は中央・地方ともに孝廉の開始及びそれに伴う官僚機構の人的構成の変化が大きな影響を与えていたことが窺われるが、より巨視的に見れば、そこには漢王朝の支配体制そのものの大きな変化が伏在していたと言えるのである。

註

- (1) 拙稿「前漢における中央監察の実態―武帝期における整備を中心として―」『東洋学報』第八八巻第一号、二〇〇六年)、参照。
- (2) 拙稿「前漢における丞相司直の設置について―丞相制の展開と関連して―」『九州大学東洋史論集』第三四号、二〇〇六年)、
「前漢刺史再考―武帝期における刺史の設置を中心として―」『歴史学研究』第八三九号、二〇〇八年)、
「前漢武帝期における中央支配機構の展開―所謂御史大夫と御史中丞の分化をめぐる―」『日本秦漢史学会会報』第九号、二〇〇八年)、参照。
- (3) 拙稿「前漢における内朝の形成―郎官・大夫の変遷を中心として―」『史学雑誌』第一二〇編第八号、二〇一一年)、
「漢代における尚書と内朝」『東洋史研究』第七一巻第二号、二〇一二年)、参照。
- (4) 好並隆司『秦漢帝国史研究』(未來社、一九七八年)、参照。
- (5) 好並隆司「前漢社会の階級支配と共同体―増淵・谷川理論の再検討―」『前漢政治史研究』、研文出版、二〇〇四年収載、初出、二〇〇二年)、二〇〇二年)、二九頁、参照。
- (6) 好並隆司「秦漢史の素描―国家・豪族・民―」(註(5)好並氏前掲書収載、初出、二〇〇二年)、参照。
- (7) 李開元『漢帝国の成立と劉邦集団―軍功受益階層の研究―』(汲古書院、二〇〇〇年)、参照。
- (8) 註(7)李氏前掲書終章「結論」、参照。
- (9) 楠身智志「漢初における郡国制の形成と展開―諸侯王の性質変化をめぐる―」『古代文化』第六二巻第一号、二〇一〇年)、
「二十等爵制研究の総括と展望」『日本秦漢史研究』第一一号、二〇一一年)等、参照。
- (10) 楠身智志「漢初高祖功臣位次考―前漢前半期における宗廟制度の展開と高祖功臣列侯の推移―」『東洋学報』第九〇巻第四号、二〇〇九年)、参照。
- (11) 増淵龍夫「漢代における国家秩序の構造と官僚」『新版 中国古代の社会と国家』、岩波書店、一九九六年収載、初出、一九五

二年)、参照。

(12) 浅野裕一「漢の帝国運営と黄老道」、『黄老道の成立と展開』、創文社、一九九二年所載、初出、一九八七年)、参照。

(13) 註(11) 増淵氏前掲論文二六八頁、参照。

(14) 李開元「漢初軍功受益階層の興衰と支配階層の変動」(註(7) 李氏前掲書所載、初出、一九九四年)、参照。

(15) 嚴耕望「秦漢御史制度考」、『嚴耕望史學論文集』上冊、上海古籍出版社、二〇〇九年所載、初出、一九五二年)、参照。

(16) 註(15) 嚴氏前掲論文、参照。

(17) 孝廉については、『漢書』卷六 武帝紀に、「元光元(前一三四)年冬十一月、初めて郡國をして孝廉各おの一人を擧げしむ」とあるように、その察挙が始まったのは武帝期のことである。

一方、明経については前漢武帝期とする永田英正氏(永田英正「漢代の選挙と官僚階級」、『東方學報』第四一冊、一九七〇年)、武帝期以降とする黄留珠氏(黄留珠『秦漢仕進制度』(西北大学出版社、一九八五年)、成帝期とする平井正士氏(平井正士「漢代の学校制度考察上の二三の問題」、『杏林大学医学部教養課程研究報告』第四号、一九七七年))等、様々な説がある。これらの諸説に対して、西川利文氏は「明経」は武帝即位前後に官僚・俗吏への登用と深く関わる、人物評価の語として表れ、その後、平帝期より光武帝期にかけて制挙としての明経科として成立していくと指摘されている(西川利文「漢代明経考」、『東洋史研究』第五四卷第四号、一九九六年)、参照。いずれも本稿で対象とする前漢前半期には官吏登用制度としての明経は成立していないなかつたとする点では一致している。

(18) 当該部分は董仲舒の対策の一部分であるが、本対策文については先学諸氏により疑義が呈されている。なかでも福井重雅氏は対策の「條奏」という文書形式から本対策文を分析し、当該部分の含まれる箇所を董仲舒が武帝に呈上した対策としては問題のある箇所の一つに挙げられている(福井重雅「董仲舒の対策の再検討」、『漢代儒教の史的研究—儒教の官学化をめぐる定説の再検討—』、汲古書院、二〇〇五年所載、初出、一九九七年)、参照。ただし、氏はその対策の問題のある箇所も董仲舒が公私様々な機会に記録し書き残した文章類を骨子とし、さらに前漢後期の所謂董仲舒学派の人々によって、増補附加して集大成された

前漢前半期における清静政治の一背景—官僚機構の構造を中心として—(福永)

- 「董仲舒書」に基づいて再編集して構成されたものとされる。氏は董仲舒以外の別人の対策を彼に仮託して、それを「董仲舒書」に収録した蓋然性も否定できないとすることをあわせ考えたと、いずれにしても当該部分を後人が一から創作したものであり、そこに述べられた事象を実態のないものと断じることとはできない。なお、近年、福井氏の所説について疑義を呈する深川真樹氏の所論が提出された（深川真樹「董仲舒『賢良对策』の信頼性について」『東洋学報』第九五卷第一号、二〇一三年）、参照。
- (19) 森谷一樹「皇帝に宦えるもの―張家山漢簡『二年律令』と典籍資料をてがかりに―」（第六〇巻第二号、二〇〇八年）、参照。
- (20) 註15 蔽氏前掲論文の附表一・「西漢書列伝人（及附伝）除郎補吏表」において、警選により就官したと明記されている者として挙げられているのは、張釈之・司馬相如・黃霸・馮奉世の四名。そのうち、武帝より前に郎官に就官したのは張釈之・司馬相如の二名である。張釈之は廷尉にまで昇進しているが、司馬相如は『史記』卷一一七 司馬相如列伝に、「費を以て郎と為り、孝景帝に事へ、武騎常侍と為るも、其の好みに非ざるなり。會たま景帝 辭賦を好まず。是の時梁孝王來朝し、游説の士齊人鄒陽・淮陰の枚乘・吳の莊忌夫子の徒を従ふ。相如 見て之を説び、因りて病もて免じ、梁に客游す」とあるように、景帝に用いられず、職を辞して梁孝王の客となっている。
- (21) 大庭脩「漢代における功次による昇進」〔秦漢法制史の研究〕、創文社、一九八二年所載、初出、一九五三年）、佐藤達郎「漢代官吏の考課と昇進―功次による昇進を中心にして―」〔古代文化〕第四八卷第九号、一九九六年）、「功次による昇進制度の形成」〔東洋史研究〕第五八巻第四号、二〇〇〇年）等、参照。
- (22) 紙屋正和「西漢時代における県・道の長吏の任用形態とその変遷」〔漢時代における郡県制の展開〕、朋友書店、二〇〇九年所載、初出、二〇〇一年）、参照。
- (23) 浅野裕一「漢の重臣と黄老道（一）―曹参の場合―」（註12）浅野氏前掲書所載）四五四～四五七頁、参照。
- (24) 『漢書』卷一九上 百官公卿表上 顔師古注に、漢代の官秩について、「漢制、三公 萬石と號稱せられ、其の俸 月ごとに各おの三百五十斛の穀、其の中二千石と稱せらるるは月ごとに各おの百八十斛、二千石は百二十斛、比二千石は百斛、千石は九十斛、比千石は八十斛、六百石は七十斛、比六百石は六十斛……」とある。なお、張家山漢簡秩律に見える官秩は上から二千石・千石

・八百石・六百石・五百石・四百石・三百石・二百石・百六十石・百二十石と、八百石・五百石など『漢書』には見られないものもあり、前漢前半期は『漢書』に見える官秩の序列と異なっていたと考えられるが、秩律を見る限り二千石と千石の序列は一致している。

(25) 張家山漢簡秩律には千石の官として御史長史、丞相長史、相国長史、郎中司馬、長信謁者令、長信□令、衛尉司馬、櫟陽等の臬令が見えるが、臬令を除くとその官名からそれぞれ御史大夫、丞相、相国、郎中令、長信詹事、衛尉の属官だと考えられる。

(26) 重近啓樹「前漢の国家と地方政治―宣帝期を中心として―」（『駿台史学』第四四号、一九七八年）、紙屋正和「前漢前半期における郡・国の職掌と二千石の任用」（註(22)紙屋氏前掲書所載、初出、一九八二年）、参照。

(27) 註(22)紙屋氏前掲論文、参照。

(28) 註(26)紙屋氏前掲論文、参照。

(29) 註(8)李氏前掲論文、参照。

(30) 柴田昇氏は「漢初の支配体制とは、要するに秦末く楚漢戦争期の動乱の中で既に半壊状態になっていた政治的システムの枠組みを借りて最上層を乗っ取っただけのものである。初期漢帝国の支配の実態は精密な制度による高密度の民衆支配などではあり得ない」と述べられているが（柴田昇「劉邦集団の成長過程」『海南史学』第五一号、二〇一三年）一五頁、参照）、これは本稿の視点と軌を一にする指摘である。

(31) 伊藤徳男氏は成帝綏和元（前八）年に三公制が導入される以前において、三公としての「職掌と身分を同時に満足させ得るのは丞相のみで、御史大夫と太尉は何れか一方を満足させるにすぎないのである」と指摘されている（伊藤徳男「前漢の三公について」『歴史』第八輯、一九五四年）八頁、参照）。

(32) 註(2)前掲拙稿「前漢における丞相司直の設置について―丞相制の展開と関連して―」、参照。

(33) 鎌田重雄「郡国の上計」『秦漢政治制度の研究』、日本学術振興会、一九六二年所載、初出、一九四三年）、参照。

(34) 安作璋・熊鉄基両氏は『漢書』卷七六張敞伝に、張敞が内史から改称された京兆尹に任命されたこととして、「京兆京

前漢前半期における清静政治の一背景―官僚機構の構造を中心として―（福永）

師を典る。……(張) 敞 京兆たるに、朝廷に大議有る毎に、古今を引き、便宜を處わかつ。公卿皆服し、天子數しば之に従ふ」とあることから、内史・京兆尹はともに朝政に対して大きな影響力を有していたと指摘される(安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』〔齐鲁書社、二〇〇七年、初出、一九八四年〕五三四頁、参照)。ただし、張敞が発言したのは大議の場である。永田英正・渡辺信一郎両氏が指摘されるように、大議は公卿のみならず百官・群臣を招集する総会議であることを考えると(永田英正「漢代の集議について」『東方学報』第四三冊、一九七二年)、渡辺信一郎「朝政の構造―中国古代国家の会議と朝政―」〔『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼』、柏書房、一九九六年、参照)、京兆尹は地方の太守と比較して、確かに特別な待遇を受けていたと言えるが、彼はその大議への参席資格により朝政に参与し得たにすぎず、それは京兆尹という官職自体によるものではないと考えられる。

(35) 浅野裕一「武帝の統治と黄老道の衰退」(註(12)浅野氏前掲書所載)、参照。

(36) 註(15) 敞氏前掲論文、参照。

(37) 註(22) 紙屋氏前掲論文、参照。

(38) 紙屋正和「武帝期における郡・国の守・相の職権強化」(註(22) 紙屋氏前掲書所載、初出、一九八二年)、参照。

(39) 富田健之「尚書体制形成前史―前漢前半期の皇帝支配をめぐる―」〔『日本秦漢史学会会報』第四号、二〇〇三年〕一一三頁、参照。

(40) 紙屋正和氏は前漢後半期において、丞相・御史大夫が上計簿の審査を厳密に行うようになったと指摘されているが(紙屋正和「前漢後半期における郡・国とその守・相に対する規制の強化」(註(22) 紙屋氏前掲書所載、初出、一九九〇年)、ここに述べる漢中央朝廷における三公九卿の位置づけの明確化と関連する現象として捉えられる。

(41) 註(2) 前掲拙稿「前漢における丞相司直の設置について―丞相制の展開と関連して―」、前漢刺史再考―武帝期における刺史の設置を中心として―、参照。

(42) 西嶋定生「武帝の死―『塩鉄論』の政治的背景―」〔『中国古代国家と東アジア世界』、東京大学出版会、一九八三年収載、初

出、一九六五年)、参照。

- (43) 註(3)前掲拙稿「前漢における内朝の形成―郎官・大夫の変遷を中心として―」、参照。
- (44) 藤田高夫「前漢後半期の外戚と官僚機構」、『東洋史研究』第四八卷第四号、一九九〇年)、参照。
- (45) 富田健之「内朝と外朝―漢朝政治構造の基礎的考察―」、『新潟大学教育学部紀要(人文・社会科学編)』第二七卷第二号、一九八六年) 九一頁、参照。
- (46) 註(3)前掲拙稿「漢代における尚書と内朝」、参照。
- (47) 註(34)渡辺氏前掲論文、参照。
- (48) 註(34)渡辺氏前掲論文七一頁、参照。
- (49) 濱川栄「黄河と中国古代史―特に黄河下流域という「空間」の古代帝国形成期における意義について―」、『中国古代の社会と黄河』、早稲田大学出版部、二〇〇九年、初出、二〇〇六年)、参照。
- (50) 阿部幸信『統治システム』論の射程(『日本秦漢史研究』第一一号、二〇一一年)、参照。

前漢前半期における清静政治の一背景―官僚機構の構造を中心として―(福永)